

るが、市の見解は。

- A 本市の東部地区では大手1店舗が参加する予定である。また、福山市の松永地区では1店舗が参加する予定であり、現時点ではその影響は少ないと考えている。
- Q 本市では、レジ袋有料化事業に何店舗が参加する予定か。また、参加率はどのくらいか。
- A 本市でのレジ袋無料配布中止参加店舗は10社である。面積1,000平方メートル以上の大型店については、80%が参加予定である。
- Q レジ袋の有料化に伴う増収益の扱いは、各社の判断に委ねることになるのか。また、このことについて何らかの協定はあるか。
- A レジ袋無料配布中止に伴う増収益の取り扱いについては、協定書の中に環境保全活動や地域貢献活動等に使用できるようになっており、各事業者の判断に委ねられている。
- Q レジ袋の辞退率増加及びCO₂の削減効果をどの程度と予想し、有料化に臨むのか。
- A 辞退率は85%、CO₂削減量は年間約1,300トンを見込んでいる。なお、辞退率の増加については、現在の辞退率が把握できていないので、予測は困難である。

◆生活航路の確保について

- Q 市内を起点・終点とする航路は何航路あり、E T C割引の影響がある航路は何航路あるのか。また、影響を受けている航路に対して、県はどのような対応をしているのか。
- A 尾道市を起点・終点とする航路は、23航路ある。このうちE T C割引の影響を受け、船客等の減少により経営難を余儀なくされている航路は、9航路と思われる。本市としては、生活航路確保のため、あらゆる機会をとらえ港湾管理者である広島県に対して、E T C割引の影響航路への支援策を要望してきた。県は、今9月議会に、E T C割引の影響を受けている航路について、その使用船舶の係船料に対する減免措置を提案する予定である。
- Q 県の離島航路以外の航路に対する支援制度にはどのようなものがあり、市内のどの航路が対象になるのか。
- A 生活交通体系再編支援事業補助金がある。この補助事業は、事業者に対する直接補助ではなく、市町に対する補助金交付制度であり、市町が運航費に補助している航路が対象となり、また、著しく低廉な運賃を設定して

いる航路は除くこととなっている。従って、本市においては、対象となる航路はない。

- Q 今後の高速道路の無料化も視野に入れ、離島航路以外の支援制度充実を県に申し入れてはいかがか。
 - A 支援制度の充実については、今後機会あるごとに要望していきたい。
- #### ◆因島・瀬戸田地区への介護施設の建設計画について
- Q 因島・瀬戸田地区に施設建設が構想されているが、場所選定や施設内容、経営主体などについて、進捗状況はどうなっているか。
 - A 第4期介護保険事業計画では、平成23年度に介護老人保健施設80床を予定しており、今後実施に向けた具体の検討をしていきたいと考えている。その他、地域密着型サービスについても、今後、整備計画があり、圏域指定について運営委員会の意見等を伺いながら検討していく。

- Q 現在までの施設申し込み状況と待機者数はどうなっているか。
- A 市内の特別養護老人ホームの待機者数は、平成20年9月時点では、10カ所定員594人で、待機者数は、市内の方が951人、市外の方が165人、合わせて1,116人となっている。
- Q 今後の待機者解消に向けた計画はどのようになっているか。
- A 本市の第4期介護保険事業計画では、在宅重視を基本理念としていることから、特別養護老人ホームの整備に代わるものとして、介護老人保健施設80床、特定施設入居者生活介護80床、認知症対応型共同生活介護55床、地域密着型特定施設入居者生活介護11床を計画している。また、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護など居宅サービスを拡充させることにより、在宅サービスの充実強化を図り、対応していきたいと考えている。

◆新型インフルエンザ本格流行と本市の取組について

- Q 尾道市における国、県や医療機関と連携した情報共有や機動的連携体制はどのようになっているか。
- A 本市としては、4月30日に尾道市感染症対策連絡会議、及び、関係機関緊急連絡会議を開催し、今後の対応について協議した。5月16日神戸市の国内初の患者発生を受け、尾道市感染症対策本部を設置し、状況の推移に伴い本部会議を開催し、国や県の方針に基づいて対応してきたとこ

ろである。また、東部保健所においても、医師会、病院、警察署、消防局、市町による連絡会議を開催し、情報共有や連携体制の構築を行っている。

- Q 高齢者の多い介護・福祉施設での集団感染を防ぐ対策についての取組状況はどうなっているか。
- A 国及び県からの感染防止対策等に関する情報提供を行うとともに、施設利用者、家族及び職員等の「手洗い」や「うがい」の励行等をお願いしている。また、インフルエンザのような症状を有する者が出た場合は、早期に医師の診察を受けることと、7日以内に2人目の発症があった場合は、保健所への連絡と同時に、本市への連絡もお願している。

◆障害者支援法の評価と課題について

- Q 障害者自立支援法施行後、支援事業所の運営は以前と比べて良くなったと思うか。思うのであれば、具体的にどのように良くなったか。
- A 支援費制度においては、報酬単価が月額方式であったものが、障害者自立支援法では日額方式となり、利用状況により収入が変動するようになった。事業所運営の安定化が課題となり、国の特別対策として事業運営安定化事業が実施され、安定化が図られている。
- Q 障害者自立支援法の施行に伴い、支援費制度の時より負担が減った分を、地域生活支援事業に充てたか、それとも余らせてしまったのか。
- A 施設系サービスについては、市の負担割合は、50%から25%に軽減されている。しかしながら居宅系サービスの負担割合は従前と同じ25%と変わっていない。介護給付や、地域生活支援事業など新たなサービスメニューが増加し、サービス利用も拡大しており、市の負担総額は移行前より上回っている。

◆尾道市景観条例の問題点について

- Q 千光寺山を初め、開発の進んだ尾道三山の景観を守る意義は何か。
- A 尾道三山とその斜面に広がる市街地は、中世からの寺社や、人々の営みである坂道、路地、家並みなど、尾道の顔とも言える特色ある歴史的風致を形成している。尾道水道、尾道大橋・新尾道大橋、向島の三山などと共に自然と人工物が溶け込んだ個性ある尾道の景観は、私たちのかけがえない財産であると考えている。



尾道三山

- Q 1500年の古都パリに立つエッフェル塔は世界遺産。高い建築物がなぜ景観阻害となるのか。
- A 高さ制限については、市民の景観を守りたいという強い声に答えるとともに、条例制定の手続の中においても市民の声を聞く中で見直しをし、高さについて15メートルから27メートルの間で4段階の制限地区を認定した。高さ制限は、尾道の豊かな眺望景観を保全するために必要であるとの認識をしている。
- Q 景観地区の高さ制限を外し、すばらしい景観は定住者が楽しむ空間とし、定住人口千人単位の増加策を目論む。それ以外に商店街の再活性化案があるか。商店街との共生を図るゾーンにすべきと思うが、市長の考えは。
- A 尾道独自の眺望景観と市民意識を考えたとき、現在の高さ制限をなくすることは、現時点では適切ではないと考えている。現在の高さ制限を運用する中で、すばらしい景観は市民全体で共有し、中心市街地における新しい魅力づくりを考え、定住人口の増加や交流人口の増加につなげていきたい。

■委員会での審査

○総務委員会

◆高規格救急自動車の配備について

- Q 今回、向島分署に更新配備する理由は何か。また、新車配備後に現在の車両はどうするのか。
- A 向島分署は出場件数が多い分署だが、現在配備している高規格救急自動車は老朽化しており、新車配備の必要がある。新車納入後、現在の車両は廃車するが、装備品で使用可能なものは予備車両に載せ替えて活用したい。
- ◆災害時要援護者リスト作成について
- Q リスト作成のために雇用する臨時職員の職務内容、雇用期間、人数について聞きたい。
- A 職務内容は75歳以上の高齢者、要介護3以上の方、1級・2級の障害者がいる世帯への訪問調査で、雇用期間は6カ月、雇用人数は20人、調査対象者数は1万5,609人である。

Q 調査員の採用方法は、緊急雇用対策事業として効果のあるものにするのか。

A ハローワークを通じて行う。職種は限定せず、瀬戸田で2人、因島で4人、御調で2人、旧尾道・向島で12人の地域別採用枠を考えている。

Q 要援護者リストは悪用されることが懸念されるが、個人情報の取扱いについて、調査員及びリスト保管者へはどのような研修を行うのか。

A 調査員とリスト保管者へは、個人情報保護の重要性を理解していただくための研修を行いたい。

◆過誤納金還付金について

Q 6月にも2億3,000万円の補正をしたばかりなのに、再度、補正する理由について聞きたい。また、来年度予算ではどのように見込んでいるのか。

A 予想を超える還付が発生したためである。また、来年度予算については、市内法人には3月末決算の企業が多く11月末にならないと見込みが立てられない。

◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

Q 5月臨時会で否決された内容と同一の議案を再提案する理由について聞きたい。

A 人事院勧告について自治体も速やかに取り組むよう国から通知が出されていること、内部の関係団体とも協議が整ったこと、市内団体からの要望があったことが再提案の理由である。

Q 人事院勧告は昨年8月に出されたもので、それ以降、経済状況は激変しているのだから、勧告を尊重する必要はないのではないか。また、県と県内14市のうちの8市は勤務時間の短縮を見送り、時間短縮を可決した大竹市も施行日は未定としている。安定した身分の公務員がより高待遇を求めるのはいかがなものか。

A 人事院勧告は公務員にない労働基本権の代償として出されるもので、これまでは前年の給与等を基に勧告が出されていたが、本年5月に、その年度の一時金を減額するという極めて珍しい勧告が出された。本年の経済状況から判断して緊急的に出されたものと理解しているが、短縮した勤務時間を元に戻す勧告はなかった。また、独自に公平委員会を置いていない本市は、人事院勧告尊重を基本に勤務労働条件を決めてきたこれまでの経過を大切にしたい。

◆尾道市職員給与条例の一部改正について

Q 「欠員の補充が著しく困難と認め

られる職」とは、どういった職種が対象となるのか。

A 市民病院の看護師、助産師、保健師で給料表の1級及び2級に在級する者に限定して考えている。なお、公立みつぎ総合病院は対象外であり、瀬戸田診療所は市民病院の附属診療所であるので対象になる。

○民生委員会

◆住宅手当緊急特別措置費について

Q この事業の概要について聞きたい。

A 国等からの就労貸付等類似する支援を受けていない、住居を喪失または喪失する恐れのある勤労意欲のある離職者に対して、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うため、優先的に一定の期間、住宅手当を支給するものであり、支給期間は最長6カ月間である。また、本市における対象者数は、「統計でみる市町村のすがた2009」をもとに国が算出した人数の約5割が申請すると想定した約184人であり、実施期間は1年である。

Q この事業を実施するに当たり、住宅確保・就労支援員を設置することになっているが、どのように雇用するのか。

A 現在ハローワークを通じて募集しているが、まだ見つかっていない。もし設置できない場合は、ケースワーカーが対応することになる。

◆産科・救急医療確保支援事業について

Q 医療対策費補助金の補正内容について聞きたい。

A 産科医の処遇改善を図り、地域の産科医療体制を確保するために分娩手当の一部を助成するもので、市内5病院が対象となり、1年間で1,386人の助成を見込んでいる。

◆コンビニ収納について

Q 賦課徴収費の委託料の補正内容について聞きたい。

A コンビニ収納及び納税案内センターに係るシステム改修費である。

Q システムの改修で国保料のコンビニ収納が可能になるのか。また、コンビニ収納開始時期はいつか。

A 税と料含めてコンビニ収納可能となる。また、開始時期は平成22年4月の予定である。

Q コンビニ収納を導入することにより、収納率は上がると見込んでいるのか。

A コンビニ収納導入の目的は納付者の利便性を上げることだが、結果として収納率の維持向上につながることを期待している。